# 爱知県公報

発行/愛知県 編集/総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目 次

監查公表

- ○包括外部監査の結果に基づく措置の公表
- ○包括外部監査の結果に基づく措置の公表

第4号 (監査委員事務局)

第5号 (簡重安員事份同) 第5号 (同 )

1

1

## 監 査 公 表

## 2監查公表第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定に基づき、愛知県知事から包括外部監査の結果について措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のように公表する。

令和2年3月13日

愛知県監査委員 篠 田 信 示 同 Ш E 明 彦 山内 雄 同 和 久 同 森 下 利

包括外部監査の結果に基づいて講じた措置の内容

監査の結果

【平成30年度包括外部監査】 (観光あいちの促進に関連する事業に関する財務事

務の執行について) 第1 総合所見

【意見】体験型コンテンツの利用増加に向けた更 なる取組について

本監査においては外国人旅行者も含めて体験型コンテンツを利用するための環境が十分ではない点が認められた。県の体験型コンテンツにはさらに拡充の余地が存在するものといえる。既に県は様々な施策を通じて体験型コンテンツの拡充に努めてはいるものの、この取組をさらに強化することが望まれる。

限られた人員・予算の中において、様々な施策を同時に実施することは困難なことから、まずは「「楽しい国日本」の実現に向けて(提言)【施策集】」等を活用して体験型コンテンツの拡充に向けた情報を収集し、今後、どのような施策を重点的に実施するかを検討することが望まれる。

【意見】県庁内の観光マインドの醸成について ア 県の職員研修において観光をテーマにしたコ マを設ける

振興部以外の職員も観光資源に関する知識を 共有することで、県の観光人材の底上げを図る。 日々の生活の中で、県の観光施策を体系的に学 措置の内容

体験型コンテンツの拡充を図るため、令和元年度から3か年の事業として着地型観光プログラム促進事業を開始した。具体的には、本県の強みである製造業・農林水産業を生かした体験型コンテンツを増やすため、関係事業者向けに体験型コンテンツを商品化するためのワークショップを開催し、旅行サイトでの販売を促すとともに、商品化し販売を始めた着地型観光プログラムをウェブサイト上や雑誌等でPRし、プロモーション支援を行っていくこととした。

ア 観光コンベンション局以外の職員にも、県の観 光施策を体系的に学んでもらうこと、観光に対す る意識を高めてもらうことを目的に、令和元年度 新規採用職員研修において「あいちの観光」とい う演題による講義を実施した。



ぶことは難しいことから、例えば、新入職員研修、年次研修等で、県の観光に関するコマを設けることにより、県の職員が県の観光に関して考える場を設けることが望まれる。

イ 日々の業務における観光目線の意識について 既に各部局において行っている施策や、保有 している施設は観光資源としてのポテンシャル を有するものが多数あることを認識し業務に取 り組むことにより、県職員のより一層の観光マ インドを醸成することが望まれる。

## 【意見】観光振興のための人材育成の充実について

県の観光振興の課題の一つには県民に県の魅力が理解されていないことが挙げられる。県内観光資源の魅力に気付いてもらい、観光振興に向けた機運を高める観点から、県民に対する観光人材を育成するための施策を更に促進することが望まれる。

#### 第2 個別所見

1 訪日外客誘致に向けたプロモーションと受入態勢の強化

【意見】ムスリム対応の更なる推進について 今後も県へのムスリムの訪問者数が増大する ことが予測される中、中部国際空港に礼拝室が 設置されるなど、ムスリムの受入体制が徐々に 整備されつつあり、県においても体制の拡充に 努めてきた。

既に県はムスリム旅行者の受け入れに努めているが、更なるムスリム旅行者の増加を目指して努力することが望まれる。

#### 【意見】観光施設を中心とした更なる多言語化 の促進について

県は外国人旅行者が円滑に過ごすための環境の整備に努めているものの、多言語化には改善の余地があった。愛知県観光協会や交通事業者などの関連事業者と連携しながら、これまで以上に多言語化に努めることが望まれる。

#### 【意見】「Aichi Now」のコンテンツ別の情報 発信の反響の測定について

「Aichi Now」の各コンテンツや動画について、閲覧数等の反響をチェックすることで、その反響度合いに応じて、提供するコンテンツの検討に役立ったり、今後のPRの参考になったりすることも考えられるため、所管する部局が中心となって、閲覧数等の反響をチェックすることが望まれる。

イ 観光コンベンション局で作成している産業観光・武将観光パンフレットに、建設局が所管している「あいち航空ミュージアム」の広告の掲載を平成30年度から開始するなど、各局が所管している観光資源について、他局と協働することで、観光資源のより一層の活用を図っており、今後も観光資源として活用可能な資源について協働していくことで、職員の観光マインドの醸成を図っていく。

次代の観光振興を担うキーパーソンの育成のため、平成28年度から観光振興に関する取組のアイディアを学生から募集する「あいち学生観光まちづくりアワード」を開始し、平成29年度は、観光事業者、ボランティアガイド等を対象として地域の隠れた魅力を紹介するための観光コースを企画する「あいち観光まちづくりゼミ」について誰でも参加できるように間口を広げるといった取組を行ってきた。さらに、令和元年度、学生の観光への理解を一層促進するため、観光の現場で活躍している講師によるワークショップを実施した。今後もこれらの取組を継続し、観光人材の育成を進めていく。

平成30年度に、ムスリム旅行者が安心して県内を旅行できるよう礼拝所やレストラン情報等を示した「ムスリムマップ」を作成した。

さらに、令和元年度に、インドネシアにおける旅行博の出展及び旅行会社への訪問等観光プロモーションの実施や、県内観光施設事業者等を対象に、ムスリム旅行者に配慮した食事の料理実演及びムスリムとの意見交換会として「インバウンド受入セミナー〜ムスリム対応実践編〜」を開催した。

多言語タブレットの導入や多言語案内標識の設置 等に活用できる「訪日外国人旅行者受入環境整備緊 急対策事業・旅行環境整備事業費補助金(観光庁)」 の市町村や県内観光協会に対する周知及び交通事業 者等に対する指さし会話集の利用促進を継続して 行った。

さらに、令和元年度に、県内の中小規模観光関係事業者等と外国人旅行者を対象に愛知県多言語コールセンターを開設し、24時間365日9言語で観光に関する問合せなどに対応する電話通訳サービス及び観光関係事業者向けに多言語表記を支援する翻訳サービスの提供を開始した。

各国・地域の人々に関心を持ってもらえる内容にするため、各市場別の閲覧数等を毎月チェックするだけでなく、新たに前年同月閲覧数と比較し、国・地域等の嗜好・トレンドに応じた掲載内容になるよう見直した。

また、コンテンツを制作する際の参考とするため、 県が制作した動画については、動画共有サイトの詳 細な統計データを利用することとした。

#### 2 観光資源の充実とブランド化の推進

# 【意見】映像制作者のバックグラウンドチェックの徹底について

今後、愛知県フィルムコミッション協議会の 支援数が増加した場合、撮影後に反社会的勢力 との関係が発覚するリスクも考えられることか ら、県は映像制作者のバックグラウンドチェッ クをルール化することが望まれる。

#### 【意見】愛知県フィルムコミッション協議会 ホームページの充実について

映画、ドラマ等における映像の視聴をきっかけとした観光客の誘致を図るには、ロケ支援事業者の協力も不可欠であることから、ロケ支援を希望する事業者が、容易に手を挙げることを可能にするため、ホームページにおけるロケ支援事業者登録フォームの開設を検討することが望まれる。

また、トップページに検索機能を設けることの検討及び愛知県で撮影することの魅力をホームページに掲載する工夫が望まれる。

#### 【意見】愛知県フィルムコミッション協議会 ホームページの実績情報の更新につい て

愛知県フィルムコミッション協議会のホームページに記載されている情報が古いと、協議会の熱意が映像制作者に伝わらない可能性がある。そのため、掲載する内容について、年1回の見直しを行い、最新の情報に更新することが望まれる。

### 【意見】あいち航空ミュージアムの集客に向け た更なる検討について

県は平日夕方の来場者数の増加に向けてイベント等の開催を検討することや、営業時間の変更など、改善策を早期に実施することが望まれる。

また、あいち航空ミュージアムはユニークベニューとしても有望な拠点である。そのため、例えば通常時の開館時間を9時台から17時頃までとし、講演会や懇親会、パーティー、コンサート等がある場合に限り、営業時間を延長することも工夫の一つと考えられる。

#### 【意見】ロケーション撮影に伴うトラブルに対 する損害保険の加入義務化の検討につ いて

「撮影現場の現状復帰が徹底されない」等の一部のトラブル事例については、損害保険により、カバーできる可能性があり、撮影協力・支援の実施条件として損害保険の加入を義務化しているフィルムコミッションもあることから、県内のフィルムコミッションにおいても、損害保険の加入義務化について検討することが望まれる。

## 【意見】着地型旅行商品コーディネーターの継続的な育成について

県における観光消費額を高めるためには、着 地型旅行商品の購入促進が重要であり、そのた めには、魅力ある着地型旅行商品の造成が不可 欠である。

県は、育成講座の開催を通じて、着地型旅行

支援依頼があった際は、制作会社や監督、配給会 社等が分かる企画書や概要書等を提出させ、制作者 の経歴や実績を確認することとした。

撮影ができるシーンの幅を増やすためには、民間施設等の協力も不可欠であるため、ウェブサイト上にロケ候補地としての登録申請書を掲載し、常時、ロケ候補地の募集を行うこととした。

また、制作会社にとっての利便性を高めるため、 ロケ地検索画面ではカテゴリーやエリア、キーワー ドで検索できるようにした。

新たなロケ候補地については期間を設けず、常時受け付けているほか、新たに撮影ができそうな場所があれば実際に足を運び、紹介できるように努めている。ウェブサイトのロケ地候補の情報は極力、最新の情報を発信するために年1回ではなく、随時更新をすることとした。

愛知県名古屋飛行場管理規則(平成16年愛知県規則第71号)の一部改正を行い、平成31年1月から、あいち航空ミュージアムの営業時間を「午前10時から午後7時まで」から「午前9時30分から午後5時まで」へと変更した。

また、ミュージアム閉館後や休館日を中心に講演会や懇親会、パーティー、コンサート等ユニークベニューとして利用できるよう、愛知県名古屋飛行場条例(平成16年愛知県条例第44号)を一部改正し、あいち航空ミュージアムに専用利用(貸切)制度を令和元年12月から導入することとした。

フィルムコミッションは制作会社と施設との仲介 者であり、施設における撮影の許可権限があるわけ ではないので、加入の強制までは難しいが、施設を 紹介した立場として、制作会社には撮影前に保険に 加入しているかどうかの確認を行うこととした。

体験型コンテンツの拡充を図るため、令和元年度から3か年の事業として着地型観光プログラム促進事業を開始した。具体的には、本県の強みである製造業・農林水産業を生かした体験型コンテンツを増やすため、関係事業者向けに体験型コンテンツを商

商品コーディネーターの育成に取り組んでいる が、受講者数は減少傾向にある。

今後も着地型旅行商品コーディネーターの育 成講座の開催等を通じて、継続的に人材を育成 し、魅力ある着地型旅行商品を造成・販売する ことが望まれる。

#### 3 観光交流拠点県としての機能強化

【意見】災害発生時における外国人旅行者に向 けた情報提供体制について

愛知県は南海トラフ地震や水害、高潮など 様々な災害リスクを有している。

災害時の外国人支援に備え、県は「愛知県災 害多言語支援センター」を設置しているが、観 光地や滞在先のホテルにおいて被災した外国人 旅行者が、市町村役場や避難所まで移動するこ とは容易ではないものと推察される。

外国人旅行者に特化した災害時の情報提供の 在り方について改めて検討することが望まれ る。

4 MICE・スポーツ大会を通じた誘客推進 【意見】ラグビーワールドカップのターゲット 設定の絞り込みについて

「ラグビーワールドカップ」が平成31年、日 本で開催される。

日本全国12会場のうち愛知県の豊田スタジア ムでも試合が行われ、試合観戦のため、国内及 び海外からの観光客が見込まれる。

愛知県内の試合が4試合と限られた中で最大 限の効果を得るためには、スポーツ・ツーリズ ムの中で観光地としての愛知県にも来てもらえ るような対応が望まれる。

【意見】スポーツ大会を活用したイベントの効 果測定方法の明確化について

県では、マラソンフェスティバルナゴヤ・愛 知等のスポーツ大会について、開催機運の醸成、 大会の盛り上げ、地域の魅力発信のための事業 を委託している。

これらは、大会開催期間中に、イベントを行 い、ステージ、ワークショップ及び特産品の提 供等を行うものである。

しかし、どのくらい愛知県の魅力を発信でき たかというイベントの効果測定については行わ れていない。

例えば、イベント全体の来場者数だけでなく、 個別のワークショップの体験者数等、具体的な 目標を設定し、イベントの効果測定を行うこと が望まれる。

#### 【意見】愛知県国際展示場駐車場の料金区分の 確認方法について

平成31年9月に開業する愛知県国際展示場の 駐車場料金は、「展示会に参加する等の場合」 と「その他の場合」に区分した料金設定となっ ているため、例えば、展示会場内において、駐 車券の認証を行う等の方法により、駐車場利用 者が、「展示会に参加する等の場合」に当たる

品化するためのワークショップを開催し、旅行サイ トでの販売を促すとともに、商品化し販売を始めた 着地型観光プログラムをウェブサイト上や雑誌等で PRし、プロモーション支援を行っていくこととし

平成30年度に、中部国際空港観光案内所や案内所 SNSにて、災害時に災害情報の発信を行うこと や、県観光公式ウェブサイト Aichi Now において、 既存の「Emergency」ページに加え、英語、中国語 (簡・繁)、韓国語、タイ語で災害対応時に役立つリ ンク集ページを新設した。

また、令和元年度から運用している愛知県多言 語コールセンターでは、災害時に現在のIP電話 回線に加えダイヤル回線の電話番号を開放し、外 国人旅行者への支援をすることとしている。さら に、令和元年度に開発した、外国人旅行者向け無料 公衆無線 L A N 簡易接続化アプリ「Aichi Free Wi-Fi Connect」では、災害時に通信事業者等が公 衆無線LANのアクセスポイントを無料で開放する 「00000JAPAN」を優先的に表示し外国人旅行者の 情報収集、情報発信を支援していくこととしている。

スポーツ局と観光コンベンション局が協働して、 イギリス(特に県内で試合が開催されるウェール ズ) からの観戦者をターゲットにした誘客を実施し た。

大会公式イベントスペースであるファンゾーンで 県内観光協会に観光PRを行うよう依頼し、東京都 内のファンゾーンでも県の観光PRを実施し、観戦 者の誘客を図った。

大会の盛り上げや地域の魅力発信の効果を把握 するため、マラソンEXPO(開催期間:平成31年 3月8日から同月10日まで)において来場者にアン ケート調査を行い、イベントの効果測定を行った。

「展示会に参加する等の場合」と「その他の場合」 の確認については、認証機による駐車券の認証にて 実施することとし、駐車場の運用を開始した。な お、認証機については、公共施設等運営権者が各展 示ホール等の利用者に貸与して各展示ホール等内に 設置している。このような認証機の運用状況につい のか否かの判断方法について事業者と慎重に協議し、適切に実行されることが望まれる。

また、事業者が行う判断については、引き続き県がモニタリングを行い、適切に実行されていることを確認することが望まれる。

#### 【意見】愛知県国際展示場展示ホール利用料金 の速やかな決定について

平成31年9月に開業する愛知県国際展示場の展示ホールの使用料は、平成30年8月現在において、県は公共施設等運営権者と継続的に協議をしている状況であり、利用料金の確定は来年度早期を目標としているとの見解であった。

県は公共施設等運営権者と継続的に協議し、 早期の利用料金の決定を促すという努力はして いるが、利用者の目線に立った早めの対応を行 うことが望まれる。

## 【意見】愛知県国際展示場会議室利用料金のモニタリングについて

平成31年9月に開業する愛知県国際展示場の会議室使用料は一定の方針のもとで使用料を決定しており、その算定の方法及び過程は一定の合理性が認められる。

なお、公共施設等運営権者は、愛知県国際展示場条例に基づき、使用料の額の一・三倍を上限(下限なし)として、利用料金を定めることができる。

利用料金については、施設の利用状況や環境の変化に応じて、絶えず見直される性質のものであると考えられるため、県は開業後も利用状況等について継続的なモニタリングを行い、将来的に、料金設定が実態に適合しない場合は、柔軟な対応が望まれる。

#### 【意見】ユニークベニューの利用促進に向けた 取組の強化について

ユニークベニューは他都市との差別化においても有効なツールの一つとなりうるものであり、より積極的な活用が望ましいと考えられる。そのため、利用者に対する情報発信等、ユニークベニューの利用件数の拡大に向けた取組を今以上に強化することが望まれる。

#### 5 戦略的な観光ひとづくり

【意見】県とDMOの役割分担に関する検討について

現状では、本来はDMOにて実施することが望まれる事項も県が実施していることから、DMO側のマンパワーやノウハウの蓄積状況、予算規模などを勘案しながら、中長期的な視点で県とDMOがどのような役割分担を果たしていくかを整理することが望まれる。

県も既にDMOと行政の役割分担を整理していくことは課題であるとの認識を有しており、検討に着手した段階であった。

監査人としてもこの取組は有用であると考えており、継続することが望まれる。

ては、公共施設等運営権者へのモニタリングの中で 確認することとしている。

展示ホールの利用料金については、平成31年3月 に愛知県国際展示場条例(平成28年愛知県条例第58 号)附則第7項の規定に基づき、愛知県知事が承認 し、公表した。

料金設定が実態に適合しない場合に柔軟な対応を 行うため、施設の利用状況等について、令和元年度 から公共施設等運営権者へのモニタリングの中で確 認することとしている。

県及び名古屋市等で設立した「愛知・名古屋MICE推進協議会」において、県内のユニークベニューをまとめた冊子「愛知・名古屋ユニークベニューガイド」を平成31年1月に作成し、「愛知・名古屋MICE推進協議会」のウェブサイト上で公開するとともに配布用の冊子を製作した。

また、国内外の商談会や見本市などにおいて、ユニークベニューの利用者であるMICE関係者に対し、当該冊子を用いたPR活動を行った。

今後もウェブサイト上や冊子を用いたPR活動を継続するとともに、県内の新たなユニークベニューの掘り起こしを行っていく。

県域DMOである(一社)愛知県観光協会が観光地の魅力を高めることができるよう、着地型観光プログラム及びナイト観光プログラムの造成販売事業を令和元年度から3か年の事業として、同DMOに委託した。同DMOが観光地経営の担い手として機能を果たしていけるよう、県は引き続きバックアップを行っていく。

#### 【意見】観光局職員における専門性の確保につ いて

観光客ニーズの変化に対応し、「あいち観光 戦略」に沿った施策を効果的なものとするため、 必要な専門性や人員数の過不足を検討し、不足 や必要と思われる分野をまずは整理することが 望まれる。

また、その結果を踏まえ、観光局としてどの ように専門的な人材を確保するか(例えば外部 研修・セミナー等の参加、外部からの採用など) を検討するとともに、専門性の不足する分野に 対しての補強策を検討することが望まれる。

#### 【意見】あいち観光まちづくりゼミ優良企画の 活用・発信について

より幅広なメディアとのコラボレーションに より、ゼミ生が企画した優良企画を対外的に示 すことで愛知県の魅力を発信することや、県の 他の事業・企画へ活用することなどが図られる ことで、ゼミの成果をさらに広げることが期待 されるところであり、そのような優良企画の活 用・発信が望まれる。

#### 【意見】あいち観光まちづくりゼミ参加者から の反応・意見等の把握について

あいち観光まちづくりゼミでは、ゼミ参加者 に対してモニターツアーについてのアンケート は取っているものの、ゼミ自体についてのアン ケートは取っていない。

今後のゼミの改善の参考になることも期待さ れるため、ゼミ終了後に参加者にアンケートを 取るなどにより、ゼミ自体に対する反応・意見 等を把握することが望まれる。

例えば、グループでの企画検討に対する県の バックアップ、モニターツアーのあり方等につ いて、アンケートに含めることなどが考えられ る。

#### 【意見】「産業観光あないびと育成委託事業」 参加者の募集方針・方法について

「産業観光あないびと育成委託事業」におい て県は産業観光ボランティアガイドの募集に直 接関与はしていないが、県の事業であり、県と してもどのような人を集め、どのようなガイド を育成したいかという方針・意図をもって、募 集対象・募集方法について県も把握し、その検 討に関与することが望まれる。

#### 【意見】「産業観光あないびと育成委託事業」 訪問先産業観光施設の決定について

「産業観光あないびと育成委託事業」におい て訪問する施設は県の担当者とあいち観光ボラ ンティアガイドの会で決めているのみであり、 県としての戦略的な方針や、参加者の声を積極 的に反映しようとする取組は特に見られない。

このため、県として戦略的に盛り上げたい施 設を対象とする、或いは、アンケートにより、 参加者の訪問希望施設を対象とするなどによ

あいち観光戦略に基づく観光施策の進捗管理及び 評価を毎年行うことで、必要な専門性や重点を置く 分野について整理を行っている。

その上で、職員の専門性を高め、観光施策の立案 に生かすため、外部の観光関係団体等が主催する観 光をテーマとした研修・セミナーに職員が積極的に 参加するとともに、令和元年度は観光分野を専門と する有識者にヒアリングを実施し、国内外の観光を 取り巻く情勢や市場動向、先進事例等を把握した。

また、観光コンベンション局以外の人材の確保と いう点について、意欲のある優秀な人材を確保する ため、観光施策に関心をもってもらうことを目的 に、令和元年度より新規採用者研修において新規採 用者を対象に講義を実施するとともに、経済労働部 門職場研修においても部門職員を対象に講義を実施 した。

ゼミ生が企画した優良企画として、観光コンベン ション局と県民文化局の協働で「文化芸術まち歩き ツアー」を平成30年11月に開催した。

平成31年3月に開催した「あいち観光まちづくり ゼミまとめ報告会」の際に、ゼミ生を対象として、 グループでの企画検討に対する県のバックアップ、 モニターツアーの在り方等について、アンケートを 実施した。

県として、地域の魅力を語ることができるボラン ティアガイドの育成を進めるため、令和元年度は訪 問先である常滑市と類似した産業構造・観光資源を 有する地域の瀬戸市等に対して、産業観光あないび と育成事業の参加者を募った。

令和2年度以降についても、県が決定する訪問先 の内容に合わせて、より質の高いボランティアガイ ドの育成を目指した工夫をしていく。

県として戦略的に質の高いボランティアガイドを 育成するため、県内で盛り上がりを見せている地域 の施設や、新たな観光施設等を訪問することとした。 令和元年度は県内で注目度が高い常滑市を訪問先と し、令和元年8月に開業した「愛知県国際展示場」 や平成30年10月に開館した「FLIGHT OF DREAMS」等の産業観光施設を訪問した。

なお、訪問先については、平成30年度からアンケー

り、より事業成果を高められるように訪問先を 検討していくことが望まれる。

#### 6 民間活力の活用

#### 【意見】愛知県体育館の利用者満足度調査結果 のより積極的な活用について

愛知県体育館では、指定管理者が、愛知県体育館を利用したイベントの主催者に対して、利用者満足度調査を実施している。県は指定管理者から利用者満足度調査の結果報告を受けるのみでなく、具体的に利用者からどのような意見があったか確認し、指定管理者とともに内容を分析することにより、より有効な施策を実施し、一層の集客を図ることが望まれる。

また、愛知県体育館は、平成30年4月よりネーミングライツを導入しており、ネーミングライツ料をより有効に使うためにも、利用者満足度調査の活用が望まれる。

#### 【意見】あいち健康の森公園内の健康ロード遊 具説明板の改修について

公園内の健康ロードに設置されている遊具の 横に説明板が置かれているが、一部の説明板は、 劣化により利用方法を記載した文字が見えない 状態であったが改修されていなかった。

県営都市公園は、「あいち観光戦略」において多くの集客を得ることができる公園施設の整備やイベントの開催拠点としての役割が期待されており、中でもあいち健康の森公園は、健康づくりをテーマとした拠点として位置づけられている。公園利用者が健康増進のために適切に遊具を利用するためには、説明板は必要なものと考えられるため、改修等を速やかに実施することが望まれる。

#### 【意見】あいち健康の森公園における地域連携 イベントの促進について

県は、「あいち観光戦略」「Ⅱ 観光資源の充実とブランド力の強化」において、県営都市公園の活用を挙げ、具体的な施策として、多くの集客を得ることができる公園施設の整備やイベントの開催を掲げている。

これを実現するためには、ウェルネスバレーめぐりのイベントのような、地域の関連施設や団体と連携したイベントを推進することがより有効な手段であると思われる。このため、県においては、あいち健康の森公園において、このような地域連携を取り入れたイベントを積極的に促進することが望まれる。

#### 【意見】愛知芸術文化センター(栄施設)の積 極的な魅力発信について

監査人の視察においては、実際にバックステージツアーで案内を行っている職員からツアーと同様の案内を受けた。内容は、小ホールの珍しい黒い床、コンサートホールの日本最大級のパイプオルガン、布のカーテンのように見える天井の素材及びシャンデリアの説明等であり、劇場の魅力を感じ、ぜひ実際にコンサートやお芝居を観に来たいと思わせるような内容であった。

そのため、今後も、バックステージツアーで話されているような劇場の魅力をホームページに掲載したり、大人向けのバックステージツアーの開催を検討したりする等、劇場の魅力の

トの質問項目に、訪問希望施設に関する質問を追加し、次回の訪問先の検討材料とすることとした。

利用者でもあるネーミングライツパートナーから 要望を聴取し、その結果、「第1競技場のLED化 工事」等を令和元年度に行った。

令和2年度以降も利用者満足度調査及び要望の聴取を実施し、ネーミングライツ料を有効活用していく。

健康ロードの劣化していた健康器具案内板(7種類9基)について、平成31年3月に改修した。

あいち健康の森公園周辺は、公園施設だけでなく、健康・医療等に関連した施設が集積しており、地元自治体もウェルネスバレー構想を推進していることから、指定管理者の主催イベントでも積極的に自治体や周辺施設と連携した企画にしていくとともに、指定管理者が主体となって園内で活動するボランティアや団体を構成員として、イベントの開催など公園の利活用を目的とした協議会を令和元年7月に発足した。また、その他にも、この地域の特色を生かしたイベントを積極的に誘致するよう働きかけを行っていく。

これまでもバックステージツアーについては、夏 休みに小学生を対象に実施する「げきじょうたんけ んツアー」などを通じて、積極的に行ってきた。

平成31年4月に全てのホールがリニューアルオープンしたことを記念して、一般向けのバックステージツアーや大ホールの一部を見学するオープンハウスを開催した。

今後も、引き続き、バックステージツアーや舞台 芸術の魅力に触れられるワークショップを始めとし た、様々な普及啓発事業や人材養成事業を通じて、 劇場や舞台芸術の魅力を積極的に発信していく。 積極的な発信が望まれる。

#### 【意見】「愛知県民の森実施事業」の魅力の伝 達について

愛知県民の森では、ホタル観賞に参加できる 宿泊イベントを企画しており、このイベントで は、天気がよいと北斗七星の鑑賞もできる。ま た、年末年始も休まず営業をし、餅つきや、新 春くじ引きなどの魅力あるイベントを開催して いる。

これらの実施事業について、県は記者発表で、 指定管理者はチラシ及びホームページで案内を しているが、実施事業の魅力をより伝達するこ とができるよう、今後も努力されることが望ま れる。

【指摘】愛知県民の森物品の取扱いについて 愛知県民の森の使用料は、「愛知県レクリエー シヨン施設条例」にて定められている。その中 にはビデオテープレコーダーの使用料も定めら れているが、実際には老朽化のため既に処分さ れていた。

条例に定めがあるにも拘らず同レコーダーが ない状態が平成24年から6年も経過しているた め、同レコーダーの利用者ニーズなどを踏まえ、 会議室等附属設備の対象から除外すべきかどう かの検討を早期に行う必要がある。

#### 【意見】愛知県民の森指定管理者からの事業報 告書の実績の確認について

指定管理者から提出された事業報告書を確認 したところ、キャンプ場夏季巡視員の巡回パト ロールについて、仕様書に基づき、年間30回を 予定していたところ、実績は18回と記載されて いた。

指定管理者に確認したところ、実際は予定回 数の30回を上回る巡回パトロールを行っていた が、キャンプカウンセラーが実施した18回分の みを回数として報告しており、職員が実施した 分については報告していなかったとのことで あった。

実際はパトロールの予定回数を満たしていた ので問題はないが、県は報告書上、指定管理者 が計画した回数を満たしていない場合には、理 由を確認する等により、事業計画書の要件に 沿って事業がなされていることについて確認す ることが望まれる。

#### 7 その他

【意見】決裁文書の修正方法について

決裁文書を閲覧したところ、施行日等の日付 が修正テープで修正されていた。

修正が必要な場合には、二重線で消し、訂正 印を押印することが望まれる。

#### 【意見】犬山国際ユースホステルの外国人宿泊 者数増加のための取組について

犬山国際ユースホステルは、「国際観光、国 際交流を促進し、本県全体の観光振興に効果を もたらす施設」として位置づけられているが、 平成29年の宿泊者数に占める外国人宿泊者数の 割合は、5.19%と、県内平均1.58%を上回って いるものの、犬山市6.83%、全国平均12.16% と比較すると、低い水準である。

国際観光、国際交流を促進するためには、外

愛知県民の森では、宿泊イベント等の魅力ある事 業を実施しているが、当該事業内容をより多くの県 民に伝えるため、令和元年度から You Tube にて「県 民の森チャンネル」を開設し、事業内容について配 信を開始した。

ビデオテープレコーダーについては、平成31年3 月に愛知県レクリエーシヨン施設条例(昭和39年愛 知県条例第16号)を改正し、会議室等附属設備の対 象から除外した。

指定管理者に対して、令和元年度から実態に即し た報告をするよう指導した。

また、実績報告の提出時に、実績が満たしていな いと疑われる場合は、モニタリングを通して確認の 上、必要な指示をした上で対応することとした。

該当の文書は、二重線で消した上で訂正印を押印 することにより修正を行った。また、課の連絡会議 や職員メールを通じて職員に文書管理の重要性につ いて注意喚起を行った。

外国人宿泊者の確保のため、日本ユースホステル 協会として毎年度行っているトラベルマートへの出 展や、海外向けのOTA(Expedia等)における客 室販売を継続していく。また、引き続きフロントス タッフは全員英語対応のできる受入体制とすること としている。

さらに、平成30年度は、多言語で情報を発信して いる県の公式観光サイト Aichi Now の掲出及び全

国人宿泊者数の増加を目標とし、外国人宿泊者 向けのPRを強化する等の検討が望まれる。

## 【意見】(一社)中央日本総合観光機構への負担金の評価について

県は、(一社) 中央日本総合観光機構(以下「機構」という。) へ年間400万円の負担金を拠出しているが、当該負担金の費用対効果については特段評価・分析されてない。負担金を拠出している以上、県が直接機構の取組の評価まではせずとも、機構が実施している評価資料を入手し、そのような資料をもって負担金の費用対効果等の評価を行うことが望まれる。

あるいは、機構が評価を行っていないようで あれば、機構の構成団体として、評価を行うよ うに促すといったことが望まれる。

#### 【指摘】文書施行時の施行日の記入について

「愛知県公印取扱規程」の第3条において、「公印を使用しようとする者は、施行する行政文書に決裁文書又は証拠書類を添えて、管守者又は公印取扱者の承認を得なければならない。」と定めがあり、公印使用が承認された場合には、決裁文書の「公印使用承認印」欄に押印するとともに、「文書事務の手引」に基づき、押印した決裁文書の「施行日等」欄に施行日の記載が必要となる。

今回、公印が使用された決裁文書について確認したところ、いくつかの文書について施行日の記載漏れがあった。

手引に従い、施行日を明確にするため、施行 日の記入は漏れなく行う必要がある。

#### 【意見】小幡緑地の遊具更新工事に関する受注 業者からの提出書類の日付の確認漏れ について

小幡緑地の遊具更新工事の実施にあたり、受注業者から提出された「建設業退職金共済組合証紙交付辞退理由書」には、受注業者の提出日付が記載されておらず、提出された際に記載漏れの確認が不十分であった。

提出書類の日付は、工事に必要な書類が提出 されたかどうかを証明する重要な記載事項であ るため、受注業者から書類が提出された時に、 記載漏れがないかを確認することが望まれる。

## 【意見】愛・地球博記念公園における「行為許可申請書」の原本の入手について

県では公園施設内において、業として写真又は映画を撮影する場合には、事前に「行為許可申請書」を提出することを定めている(愛知県都市公園条例第4条第1項第2号、同条第2項)。

ところが、提出された申請書を閲覧した結果、愛・地球博記念公園内で撮影を利用目的として提出された「行為許可申請書」について、FAXのものが散見された。

尾張建設事務所では、申請者に対して原本の 送付を催促しているということであったが、申 請者から送付されておらず、原本の入手はでき ていない状況であった。

行為許可申請書は、愛知県都市公園条例に定められている書類のため、原本の申請書の提出を求めていくことが望まれる。

館に無料 Wi-Fi の整備を行った。今後も引き続き P R活動及び受入体制の強化を図っていく。

負担金拠出に係る費用対効果について評価するため、機構が実施する事業の計画、進捗状況、成果については、機構において行った費用対効果の評価結果の報告を令和元年度事業分から求めることとした。

該当の文書は、施行日を記載した。

再発防止のために、課の連絡会議や職員メールを通じて、職員に文書管理の重要性の注意喚起を行ったほか、公印押印前に公印管守者が施行日の記載を確認し、未記載の場合は記載を行うよう徹底した。また、複数の職員による確認を行うなどチェック体制を強化した。

該当の文書は、提出日を確認の上受注業者に日付を記入させた。また、受注業者から書類を受理する際に記載内容の確認を徹底した。

業として写真又は映画を撮影する場合は、行為許可申請書が提出されてから審査を行うため、早急に内容を確認したい案件については事前にFAXで送付を受けていたが、FAXではなく申請書原本を提出させることを徹底した。

【指摘】「愛知県美術館展示室利用許可申請書」 の適切な運用について

「愛知県美術館展示室利用許可申請書」にお いて、以下のケースが存在した。

- ① 申請書の提出日に日付の記入がない。
- ② 申請書の受付印がなく受付日が不明で あった。
- ③ 申請書の提出日の記載誤り。

申請者が正しく申請書を記載しているか確認 する必要がある。また、受付印は受付日を示す ものなので、正しく押印する必要がある。

【指摘】「愛知県美術館展示室利用変更許可申 請書」の適切な運用について

「愛知県美術館展示室利用変更許可申請書」 において、申請書の受付印がなく受付日が不明 であったケースが存在した。

受付印は受付日を示すものなので、正しく押 印する必要がある。

【指摘】「愛知県文化活動事業費補助金の交付 決定について(通知)」の適切な運用 について

県は文化芸術の振興を図るため、県内で活動 する文化団体が行う各種文化活動に対し「愛知 県文化活動事業費補助金」による助成を行って いる。補助対象事業として交付決定した文化団 体に対して「愛知県文化活動事業費補助金の交 付決定について(通知)」を交付しているが、 申請日に誤りがあったケースが存在した。

申請日について、正しく記載したうえで通知 を交付する必要がある。

#### 【平成29年度包括外部監查】

(防災事業に関する財務事務の執行について)

#### 第1 個別所見

1 人命の確保

> 【意見】県営名古屋空港の災害時の駐機スペー スの検討について

災害時は駐機スペースを確保する必要がある が、新駐機場整備前後の比較等により、災害時 の駐機需要を満たすことになるか、十分に検討 されていない。既存の駐機スペースに新駐機場 を追加することにより、災害時の駐機スペース が十分なものとなるか、東日本大震災時の駐機 需要等を参考に改めて検討することが望まれ る。

#### 2 生活の確保

【意見】設楽地区における備蓄倉庫の一元化に ついて

設楽地区は、「元新城保健所設楽保健分室滅 菌室・倉庫」及び「新城設楽農林水産事務所別 館倉庫」の2拠点で物資を備蓄しているが、両 建物は400メートル程度しか離れてない。備蓄 物資の安全な保管や備蓄物資管理に関する事務 の効率化の観点から、「元新城保健所設楽保健 分室滅菌室・倉庫」で備蓄物資の一元管理を行 うことを検討することが望まれる。

#### 社会機能の確保

【意見】災害応急物資の調達斡旋先及び品目の

施設利用受付業務は業務委託をしており、指摘に ついては受託者が申請日及び受付印の確認を怠り、 県の担当者もそのミスを見逃したものである。受託 者が確認を怠らないよう、業務委託マニュアルを改 正し、申請書提出時に記載内容を確認することを受 託者に徹底させた。また、受託者から申請書を受け 取る際に記載内容のチェックを複数の者で行うな ど、適正な申請処理を徹底した。

施設利用受付業務は業務委託をしており、指摘に ついては受託者が申請日及び受付印の確認を怠り、 県の担当者もそのミスを見逃したものである。受託 者が確認を怠らないよう、業務委託マニュアルを改 正し、申請書提出時に記載内容を確認することを受 託者に徹底させた。また、受託者から申請書を受け 取る際に記載内容のチェックを複数の者で行うな ど、適正な申請処理を徹底した。

令和元年度は交付決定通知書の申請日に誤りがな いよう、複数の職員による確認などチェック体制を 強化し、再発防止を図った。

災害時に必要となる駐機スペースについては、改 めて検討調整を行い、平成31年3月に、救助・救急、 消火、医療搬送、情報収集活動等に従事する航空機 の駐機場所を確保するための方法や手順、既存の駐 機スペースに新駐機場を追加することなどを盛り込 んだ「南海トラフ地震等大規模災害時のエプロン運 用要領」を制定した。

平成31年2月に、備蓄物資の安全な保管や備蓄物 資管理に関する事務の効率化の観点から、新城設楽 農林水産事務所別館倉庫から元新城保健所設楽保健 分室へ備蓄物資を移動させ、備蓄物資の一元管理を 行うこととした。

#### 見直しについて

県では物資の早期提供に向け、各種団体と協 定締結することや調達斡旋の確保を行ってい る。県民の食生活の変化や、長期保存食の技術 の進歩に対応して、現在の調達先だけでなく新 規に連絡先を把握すべき団体が存在しないかな ど、調達斡旋先を見直すことが望まれる。

また、調達斡旋先からも新規の品目について の提案を受けることも有用であり、検討するこ とが望まれる。

#### 4 迅速な復旧・復興

【意見】被災者支援システムの導入に向けた検 討について

南海トラフ地震が想定される県では多くの市 町村が被災し、罹災証明書の発行業務に多大な 事務負荷が生じる可能性が高い。県は市町村を サポートする役割を担っており、結果的に県の 事務負荷も高まる可能性がある。そのため、被 災前から県内市町村に対しシステムの導入を呼 び掛けることが望まれる。

#### 5 防災力の向上

【意見】県民意識の更なる把握について

県民の自助・共助に向けた意識を詳細に把握 することは、各種の施策の検討など地震防災対 策の基礎資料として有用である。現在、2年に 一度の調査は行われているものの、より詳細な 意識調査の必要性について検討することが望ま れる。なお、例えばインターネット経由でアン ケートを実施できる環境を構築することも、一 つの案として考えられる。

#### 【平成28年度包括外部監查】

(県税の賦課徴収等に係る財務事務について)

#### 全体的事項 第1

県税事務所における書類管理 1

【意見】賦課に関する書類のキャビネットにお ける管理方法について

個人情報保護の観点から、申告書等を保管す るキャビネットについては、「総務部個人情報 管理マニュアル」及び「県税事務における特定 個人情報等の取扱要領」に基づき、施錠を徹底 することが望まれる。

#### 【意見】滞納整理に関する書類の保管方法につ いて

完納等により完結した滞納案件に関する書類 であっても、滞納整理関係の文書は、個人情報 も含む滞納案件の詳細について記載されている 重要書類であり、厳重な管理が必要であり、施 錠管理することが望まれる。

また、倉庫が他部署と共用になっている事務 所については、部署ごとに倉庫のスペースを区

平成30年12月に、協定事業者等で構成される応急 物資等の調達連絡会において、防災局(現:防災安 全局)から新たに開拓すべき分野や品目の提案につ いて依頼を行った。また、経済産業局において、平 成30年度に調達斡旋先に対して新たな斡旋物資の提 案について依頼を行った。さらに、農業水産局にお いて、令和元年度に調達斡旋先や品目の見直しの必 要性について検討を行い、鮮魚等について調達斡旋 物品からの除外及び調達斡旋先の修正を行った。

調達斡旋先や品目については、引き続き事業者か らの提案や国が作成した応急生活物資品目リストを 踏まえ見直しを検討し、愛知県地域防災計画附属資 料に反映していく。

被災者台帳及びシステムの有用性の理解を深める ため、内閣府や有識者を講師に迎え、平成31年1月 に県内市町村に対し研修会を開催した。

今後も引き続き、市町村にシステムの導入を呼び かけていく。

令和元年度の県民意識調査において、調査項目を 詳細化することを検討したが、県民意識の経年変化 を確認することが重要であると考え、調査項目は基 本的に前回と同一の項目で実施した。

また、インターネットの活用については、費用面 及び調査対象にはインターネットに不慣れな高齢者 の方もいることから実現は難しいと判断した。

なお、県民意識調査とは別に、各種イベントや家 具固定推進員派遣時等に行うアンケート調査では、 より詳細なアンケート項目を設定しており、今後も アンケート調査の機会や対象に応じ、自助・共助の 意識把握に向けて適切な調査項目を設定していく。

平成28年度から令和元年度にかけて、外付け鍵の 設置、他部署との共用倉庫へのパーテーションの設 置、鍵付キャビネットの設置など、書類の管理方法 の見直しを図った。

平成28年度から令和元年度にかけて、外付け鍵の 設置、他部署との共用倉庫へのパーテーションの設 置、鍵付キャビネットの設置など、書類の管理方法 の見直しを図った。

切る改修を行うか、施錠のできる金庫や保管庫 の設置、他の施錠できる空き部屋等を利用する といった対応を行うことが望まれる。

#### 第2 個別的事項

自動車取得税

【意見】軽自動車の申告書処理の網羅性につい

市町村の外部委託先より軽自動車登録情報を 入手し、「自動車取得税・自動車税申告書(軽 自動車用)」の処理の網羅性を担保することを 検討することが望まれる。

2 税務事務に係る情報セキュリティ

【意見】プリンタ・複合機からの印刷物の取扱 いについて

プリンタ・複合機の位置を窓口カウンターか ら目の届かない位置に配置することやセキュア プリンタの導入といった対策を行うことが望ま れる。

【意見】サーバOSの特権アカウント管理につ いて

OSの特権アカウントはシステムの特性上、 パスワードを変更することが難しいが、アカウ ントの管理は税務課で行い、保守・運用業務委 託先事業者の使用状況を管理することが望まれ る。

#### 【平成26年度包括外部監查】

(情報システムに関する財務事務の執行について)

- 外部監査の結果一個別的事項-
  - 情報システムの調達に係る事務手続について (1) 情報システム調達時に考慮すべき事項につ いて
    - 【意見】情報システム開発時における情報セ キュリティ機能に関係する一部機能 の検討に係る記録について(対象: 税務システム、図書館システム、建 設行政情報システム、財務システム)

県の情報セキュリティ対策基準においてシ ステム開発時に検討すべきとされる項目につ いては、システム開発要件の検討に係る記録 を残すことが望ましい。

(2) 情報システム開発時のテストについて 【意見】テスト計画書の策定及び結果の記録 について (対象:図書館システム) テストの十分性に係る事後的な検証を可能 とし、システム開発時の機能や性能等の品質 を一定水準以上に確保する観点から、テスト 計画を作成することによりテスト項目及び役 割分担を定めた上で、問題がないとされたも のを含めて各テスト項目の結果を記録に残す ことが望ましい。

2 情報セキュリティに係る事務手続について

平成29年度から、外部委託先が県へ申告書を搬送 する際に申告書集計票を添付させて、これに記載さ れた申告書件数、申告金額等と、自動車取得税・自 動車税証紙売りさばきの件数、金額等を照合確認す ること等により、処理の網羅性を担保することとし た。

平成29年度に、窓口プリンタについて、印刷した 用紙が排出された場合は裏面が上になるように設定 した。さらに、令和元年10月に衝立を設置する等の 措置を終え、外部の者の目が届かないよう徹底した。

平成29年度から、委託先事業者から毎月、使用状 況を報告させ、平成30年度からの委託先事業者の監 香等の機会に使用状況の確認をすることで、<br/>
管理を 徹底した。

税務システムについては平成30年度のシステム開 発時に、図書館システムについては令和元年度のシ ステム開発時に、建設行政情報システムについて は平成27年度のシステム改修時に、それぞれ情報セ キュリティ対策基準の求める事項に関し、記録を保 存することとした。

財務システムについては、平成26年度の情報セ キュリティに関する機能の一部改修時にその改修記 録を保存した。

令和元年度の図書館システム開発時において、機 能や性能等の品質を一定水準以上確保するため、テ スト結果(問題なしとされたテスト結果も含む。) を記録に残した。

(1) 外部記録媒体の管理について

【意見】外部記録媒体の接続に係る制御について(対象:全般、税務システム、図書館システム、建設行政情報システム)

外部記録媒体の接続について、システムにより制御することを含め、セキュリティ対策 を見直すことが望ましい。

(2) ソフトウェアの追加インストールについて 【意見】ソフトウェアのインストール権限に ついて(対象:図書館システム)

当該システムは、機密情報が取扱われるシステムであることから、より厳格なセキュリティ体制が求められると考えられる。

したがって、未承認のソフトウェアがインストールされることを防止するための対応を図ることが望ましい。

#### 【平成26年度包括外部監查】

(健康の保持・増進に係る施策に関する財務事務の 執行及び当該施策に関連する主要な財政的援助団体 に関する財務事務について)

#### 第1 外部監査の結果

- 1 あいち健康の森健康科学総合センター(愛称: あいち健康プラザ)
  - (1) あいち健康プラザ全般について

【意見】あいち健康の森の運営統合機能の発 揮について

あいち健康の森には、国内でも有数となる「健康づくり」「医療」「福祉」の専門施設が集積しており、それぞれの事業において部分的に連携が図られている。しかし、これらをコーディネートしてここでしかできないような独自性の強い施策は生み出されていない。その要因の一つとして、これら専門施設を統括する機能がないことが挙げられる。運営統合機能を発揮させるための体制づくりが必要と考えられる。

一般的な行政事務用として使用される行政情報通信ネットワークに接続する外部記録媒体については、平成29年1月から段階的にシステムによる制御を開始した。

税務システムについては、平成28年10月からインターネット回線から分離し、利用端末についても暗号化USBメモリ以外の使用制限及び外部記録媒体制御用ソフトウェアを導入した。

図書館システムについては、令和2年1月からパソコンに標準搭載されているポートを原則使用禁止にし、外部記録媒体制御用ソフトウェアを導入することとした。

建設行政情報システムは業務用の外部記録媒体の みを接続可能にするのは技術的に困難であるため、 平成27年3月に適切な外部記録媒体の管理を徹底す る通知を行った。

令和2年1月、Windows 機能(Active Directory)を使って、図書館システムについて、管理者アカウントにのみソフトウェアのインストール権限を付与することとした。

あいち健康の森の主要施設の一つである、あいち健康プラザでは、平成29年3月に「見直し基本構想」を策定し、これまで培ってきた生活習慣病予防のノウハウを生かした認知症予防に取り組むなど、あいち健康プラザの機能及び体制を見直すとともに、あいち健康の森とその周辺を対象とした「認知症に理解の深いまちづくり(あいちオレンジタウン構想)」に参画することとした。

現在、あいち健康の森では、平成30年5月の認知 症予防の共同研究のための連携ラボの開設や、令和元年9月の高齢者用健康度評価の開発など、「あいちオレンジタウン構想」の推進機関の一つとして、独自性の強い施策の取組を進めている。

今後も、あいち健康プラザの強みを生かした認知 症対策に取り組んでいくため、あいち健康プラザの 「見直し基本構想」に基づく施設の運営体制の整備 を図りつつ、あいち健康の森全体で独自性の強い取 組を進めていく。

#### 2 衛生研究所

(1) 物品管理について

【意見】老朽化して使用できない備品につい

「使用をすることができない物品が生じたときは、不用決定調書により不用の決定をしなければならない」とされているため、老朽化して使用できない備品については、処分を決定すべきである。

#### 【平成24年度包括外部監查】

(県が出資等の形で関係する団体に対する財務の執行について〜県の監査対象となる関係団体の財務の執行も含めて〜)

第1 公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団

施設の管理運営(一般)

【意見】サービスの向上及び愛知県と財団によるモニタリング

県においても、各公共スポーツ施設に共通した評価指標を策定するなどして、利用者の満足度調査を積極的に行うのが望ましい。

#### 2 体育施設の管理運営

#### 【意見】愛知県一宮総合運動場

多額の指定管理料を支払っているにもかかわらず、ゲートボールや水泳施設の利用率はかなり低く、利用率の向上に努める必要がある。また、これ以外の施設についても、尾張地区の中枢的役割を担うべき運動施設とはいうものの、陸上競技場以外の施設の利用は、それほど高いものとはいえず、県民全体の利用も十分とはいえないため、利用者の年齢、居住区域等の利用状況の調査を行い、利用者の増加に努め、その利用状況によっては、地元へ移管することも検討すべきである。

#### 【平成17年度包括外部監查】

(下水道事業の財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について)

#### 第1 人件費

【結果】一般会計と特別会計の区分について(その2)

下水道課経営・管理グループ及び管理職の人件 費については、下水道の管理を行っているにもか かわらず、特別会計に計上されていない。業務内 容により特別会計で計上することを検討すべきで ある。 衛生研究所建替えに伴う移設に合わせ、管理する 備品の使用状況を確認し、老朽化して使用できない 備品については不用決定の上、平成31年3月までに 全て処分した。

各公共スポーツ施設の特性に応じた、設備や活用 方法に関する利用者ニーズを把握できるよう、満足 度調査について新様式を作成し、平成30年12月に指 定管理者に通知した。指定管理者は平成31年1月か ら同年3月まで、新様式での調査を各公共スポーツ 施設にて実施した。

陸上競技場以外の施設の利用率の向上のため、平成27年度にプールの改修工事、平成29年度に庭球場の人工芝化を行った。

また、尾張地区の中枢的役割を担う運動施設として、平成30年度に第3種公認陸上競技場更新工事を実施した。平成30年度から実施している利用者状況調査の結果を踏まえ、今後も引き続き県有施設として、一宮総合運動場全体で利用率の向上に努めていく。

流域下水道事業について、平成31年4月からの地方公営企業法(昭和27年法律第292号)の一部適用に伴い、課内の事務分掌について整理を行い、人件費については、主として市町村指導事務を担当するグループの人件費を一般会計で、流域下水道事業の運営等に係る事務を担当するグループ及び管理職の人件費を特別会計で計上することとした。

#### 2 監查公表第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定に基づき、愛知県教育委員会教育長から包括外部監査の結果について措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のように公表する。

令和2年3月13日

 愛知県監査委員
 篠
 田
 信
 示

 同
 川
 上
 明
 遊

 同
 山
 内
 和
 雄

 同
 坂
 田
 憲
 治

包括外部監査の結果に基づいて講じた措置の内容

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
【平成30年度包括外部監査】 (観光あいちの促進に関連する事業に関する財務事	

務の執行について)

第1 個別所見

1 観光資源の充実とブランド化の推進 【意見】山車まつりホームページの情報の充実 について

各山車まつりページには、フォトギャラリー、おまつりの概要、関連リンク、アクセス・地図、山車の紹介があり、山車まつりの魅力を伝えるには十分であると思われる。しかし、実際に山車まつりを観に行くことを想定した、山車が動く順路や、トイレの位置等の情報は掲載されていない。今後、観光資源としての有効活用を進めていくのであれば、「愛知県の山車まつりポータルサイト」について、観光客の目線に立った、さらなる情報の充実が望まれる。

【平成18年度包括外部監查】

(財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団の出納その他の事務の執行について)

第1 (旧)財団法人愛知県スポーツ振興事業団 【結果】退職金の財源の確保について

過去における財団法人の設立経緯を踏まえ、過去分については県の責任において負担すべきかどうかを検討するとともに、将来の退職金の負担について、財団法人のあり方も含めて議論する必要がある。

平成31年3月に開催した、あいち山車まつり日本一協議会の企画・運営部会において、保存会や市町村のお祭り関連サイトに山車の順路等を掲載するよう依頼した。また、令和元年12月に「愛知県の山車まつりポータルサイト」の更新依頼に関する文書を発出し、順路等の情報を掲載するよう、各保存会及び関係市町村に依頼した。

退職金の財源確保については、事業に従事する人員に係る当該年度の退職給付引当金積立必要額を県の委託料等に計上するとともに、経費節減に努めるなど適正執行の結果生じた利益を退職給付引当金に対する退職給付引当資産の積立不足額に充当するよう指導し、積立不足額の解消に努めた結果、平成30年度決算において積立不足額は解消した。

	令和2年3月13日	金曜日	愛知県公報	第88別冊3号
1				